

診療所・歯科診療所

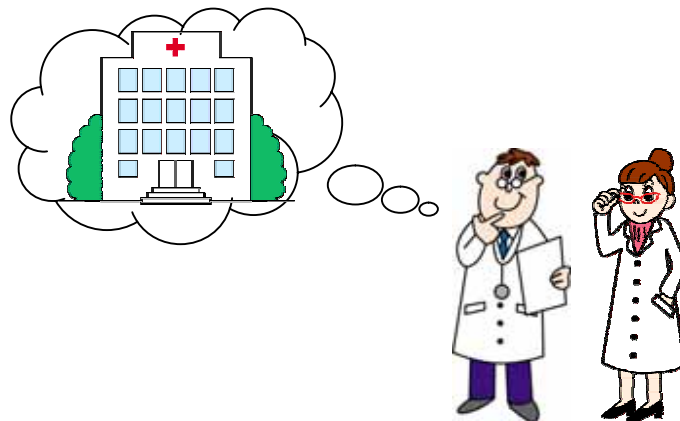
# 開設の手引き



江東区保健所

# 目次

	頁
<b>1 開設の流れ</b>	
( 1 ) 医療法上の手続き	1
( 2 ) 注意事項	1
診療所開設のフローチャート	2
<b>2 医師・歯科医師個人が開設する場合</b>	
( 1 ) 提出書類	3
( 2 ) 開設者・管理者に関する規定	3
<b>3 法人が開設する場合</b>	
( 1 ) 開設許可申請	4
( 2 ) 開設届	5
<b>4 診療用エックス線装置を設置する場合</b>	
( 1 ) 診療用エックス線装置備付届	5
( 2 ) エックス線装置を設置する場合の注意事項	6



<b>5 構造設備</b>		
( 1 ) 無床診療所・有床診療所に共通の規定	・・・・・・・・	6
( 2 ) 有床診療所に関する規定	・・・・・・・・	7
<b>6 開設にあたっての注意事項</b>		
( 1 ) 医療従事者	・・・・・・・・	8
( 2 ) 名称	・・・・・・・・	8
( 3 ) 院内掲示義務	・・・・・・・・	8
( 4 ) 広告	・・・・・・・・	8
<b>7 その他</b>		
( 1 ) 変更等の手続き	・・・・・・・・	10
( 2 ) 診療所廃止届・開設者死亡(失そう届)	・・・・・・・・	12
<b>8 関係機関窓口一覧</b>	・・・・・・・・	13

\* 本冊子で略記されている法令名は、次のとおりです。

法      : 医療法  
 令      : 医療法施行令  
 規      : 医療法施行規則  
 細      : 江東区医療法施行細則  
 建基法 : 建築基準法  
 建基令 : 建築基準法施行令

# 1 開設のながれ

無床診療所を開設する際の手続きについて説明します。

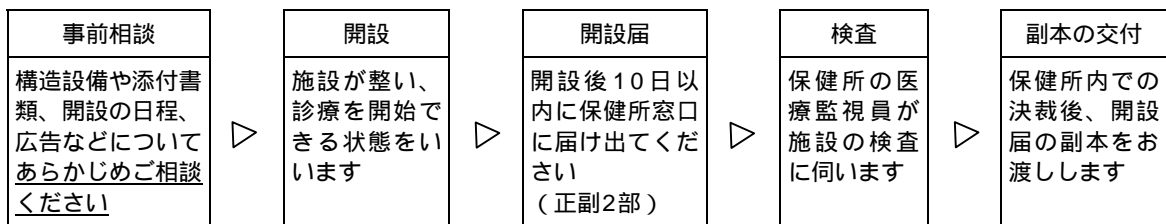
診療所開設の手続きは、臨床研修等修了医師または臨床研修等修了歯科医師（以下、医師、歯科医師と表記します）が開設する場合と非医師（医療法人等）が開設する場合とで異なります。開設した日から診療することができますが、すぐに保険診療を開始できないことがあります。

なお、有床診療所を開設する場合には、開設の手続きに先立って、東京都知事の病床設置許可を受ける必要があります。事前に下記窓口にご相談ください。

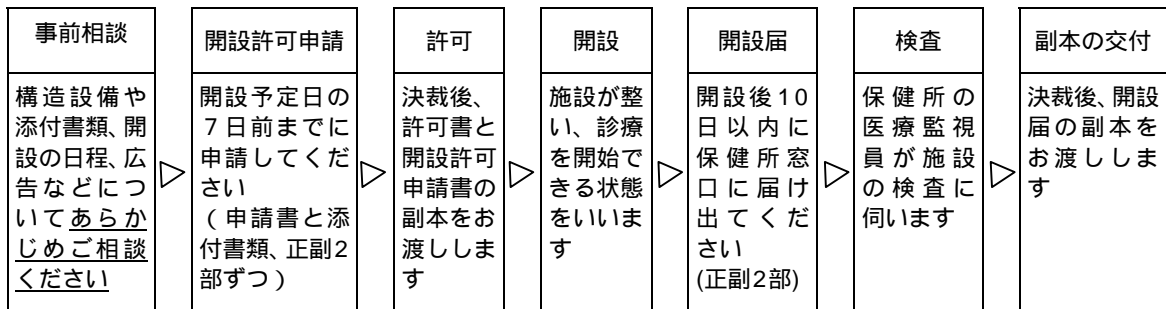
病床設置許可の申請先 東京都健康福祉局医療政策部医療安全課医務係 新宿区西新宿 2 - 8 - 1 都庁第一本庁舎23階 電話：5320-4431
---

## (1) 医療法上の手続き

医師・歯科医師個人が開設する場合



非医師・非歯科医師が開設する場合



## (2) 注意事項

医療法人化の場合

診療所を開設した医師・歯科医師が医療法人を設立し、開設者を変更する場合は、既存の診療所を廃止し、新たに医療法人として診療所を開設することになります。

医療法人が開設許可申請を行う場合、医療法人認可を受け、法人登記手続きを終えていなければなりません。

医療法人関係の手続きについては下記の窓口にお問合せください。

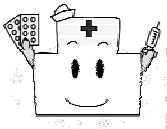
東京都健康福祉局医療政策部医療安全課医療法人係  
 新宿区西新宿 2 - 8 - 1 都庁第一本庁舎23階 電話：5320-4426

保険診療との関係

保険医療機関の指定を受けるには、厚生局事務所に申請する必要があります。

申請には開設届の副本が必要となるほか、保険医療機関としての審査もあります。申請から指定を受けるまで約1ヶ月かかり、申請受付期間が決まっていますので、早めに厚生局事務所にご相談ください。

関東信越厚生局東京事務所  
 新宿区西新宿 6 - 2 2 - 1 新宿スクエアタワー 11階 電話：6692-5119 (代)

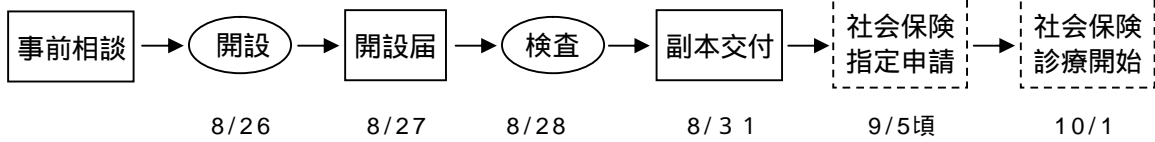


# 診療所開設のフローチャート

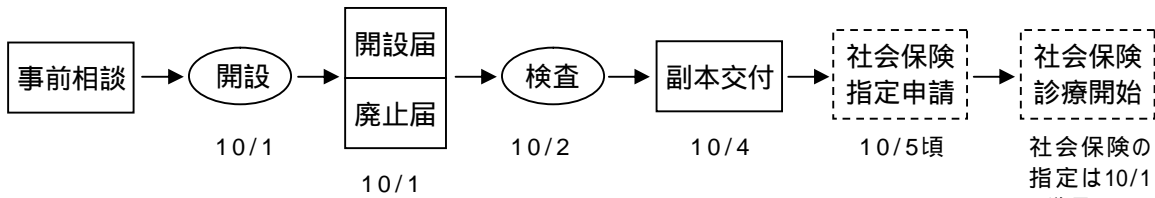


10月1日から社会保険診療を開始する場合を例におおよその日程を説明します。休日の関係などでもっと日数を要することがありますので、早めにご相談ください。

## 医師個人が開設する場合



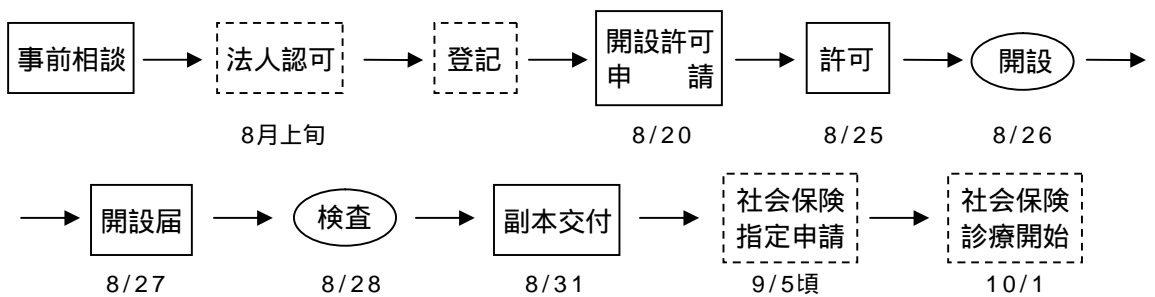
## 親から子へ代替わりする場合等



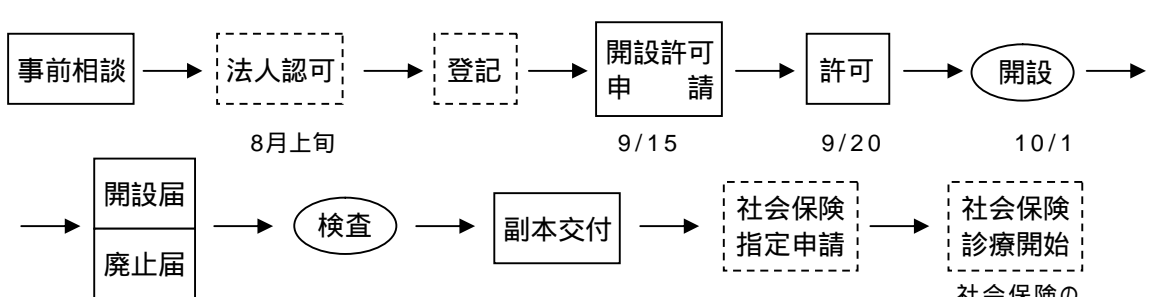
\* 親開設の診療所は9月30日付で廃止し、10/1に廃止届を提出する。

社会保険の指定は10/1に遡及

## 非医師が開設する場合



## 医師開設から非医師開設に切り替える場合



\* 個人開設の診療所は9月30日付で廃止し、10/1に廃止届を提出する。

社会保険の指定は10/1に遡及

→ は保健所への手続き、 → は関係機関への手続きです。

## 2 医師・歯科医師個人が開設する場合



### (1) 提出書類

開設後10日以内に添付書類を添えて保健所へ提出してください。

提出書類	部数	注意事項	
診療所・歯科診療所開設届	2	診療所と歯科診療所では様式が異なります。保健所の窓口で配付している他、区のホームページからダウンロードできます。( 1 )	
添付書類	開設者（管理者）の医師（歯科医師）の臨床研修等修了登録証・免許証の写し	2	本証も提示してください。
	開設者（管理者）の職歴書	2	これまでの職歴と、診療所を開設した旨を記載してください。顔写真を貼付してください。
	診療に従事する医師（歯科医師）の臨床研修等修了登録証・免許証の写し	2	本証提示に代えることができます。
	土地の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでもかまいません。（発行後6ヶ月以内のもの）
	建物の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでもかまいません。（発行後6ヶ月以内のもの）
	賃貸借契約書の写し（必要に応じて）	2	土地または建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しを添付してください。転貸による契約の場合は、所有者の転貸に関する承諾書または同意書などが必要です。
	敷地周囲の見取図	2	道路と建物の位置関係がわかるもの。
	敷地の平面図	2	ビル内に開設する場合は、その階の平面図。
	建物の平面図	2	縮尺100分の1以上のもの。ベッド・機器類の配置、各室の用途とその面積、外気開放部の位置とその面積または換気装置の位置、手洗い設備の位置、消毒設備の位置並びに病室がある場合は、病室番号及びその病室の病床数を記入。
	エックス線診療室放射線防護図（エックス線診療室を備える場合）	2	平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入。
診療所への案内図	2	最寄の駅等から診療所までの道順がわかるもの。	

1 区のホームページから様式をダウンロードする場合は、トップページから **生活情報 > 保健衛生 > 医事・薬事等 > 診療所の開設に関する手続き** または、**申請書ダウンロード > 保健衛生 > 診療所の開設に関する手続き** の順にアクセスしてください。

### (2) 診療所の開設者・管理者に関する規定（抜粋）

開設者に関する規定

\* 診療所を開設したときは、開設後10日以内に区長に届け出なければなりません。(法第8条)

\* 原則として開設者自らが管理者にならなければなりません。(法第12条第1項)

管理者に関する規定

\* 原則として他の病院や診療所の管理者を兼ねることはできません。(法第12条第2項)

\* 患者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）を都知事に報告する義務があります。また、医療機能情報を記載した書面などを患者等が閲覧できるように診療所内に備えてください。(法第6条の3)

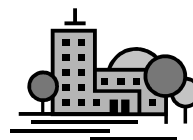
\* 「医療の安全を確保するための指針の策定」「従事者に対する研修の実施」など、医療の安全を確保するための措置を講じる義務があります。(法第6条の10)

\* 管理者は、その診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従事者を監督し、業務の遂行に必要な注意を払う義務があります。(法第15条)

### 3 法人が開設する場合

法人が診療所を開設できるのは、「医療法人等の営利を目的としない法人が開設する場合」か「株式会社等が社員の福利厚生等の非営利目的で開設する場合」に限られ、**事前に開設許可**を受けなければなりません。( 2 )

申請後、保健所で書類等の審査を行い、決裁後、許可書が交付されます。  
許可後、半年以内に開設し、**開設後10日以内**に**開設届**を提出してください。



( 診療所開設許可申請書 )

提出書類	部数	注意事項	
診療所開設許可申請書	2	診療所と歯科診療所では様式が異なります。 保健所の窓口で配付している他、区のホームページからダウンロードできます。( 3 )	
手数料		現金でご用意ください。	
添付書類	法人の定款(写)	2	医療法人の場合は、開設許可を受けようとする診療所が記載されていること。
	法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	2	医療法人の場合は目的の欄に、開設許可を受けようとする診療所が記載されていること。2通のうち1通は写しでもかまいません。(発行後6ヶ月以内のもの)
	土地の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでもかまいません。 (発行後6ヶ月以内のもの)
	建物の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでもかまいません。 (発行後6ヶ月以内のもの)
	賃貸借契約書の写し (必要に応じて)	2	土地または建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しを添付してください。 転貸による契約の場合は、所有者の転貸に関する承諾書または同意書などが必要です。
	敷地周囲の見取図	2	道路と建物の位置関係がわかるもの。
	敷地の平面図	2	ビルの一部を使用する場合は、その階の平面図。
	建物の平面図	2	縮尺100分の1以上のもの。 ベッド・機器類の配置、各室の用途とその面積、外気開放部の位置とその面積または換気装置の位置、手洗い設備の位置、消毒設備の位置並びに病室がある場合は、病室番号及びその病室の病床数を記入。
	エックス線診療室放射線防護図 (エックス線診療室を備える場合)	2	平面図及び立面図。 縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入。
診療所への案内図	2	最寄の駅等から診療所までの道順がわかるもの。	

#### 2 (法第7条第1項)

医師法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者(臨床研修等修了医師)及び歯科医師法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者(臨床研修等修了歯科医師)でない者が診療所を開設しようとするときは、その開設地の特別区長の許可を受けなければならない。

3 区のホームページから様式をダウンロードする場合は、トップページから **生活情報>保健衛生>医事・薬事等>診療所の開設に関する手続き** または、**申請書ダウンロード>保健衛生>診療所の開設に関する手続き** の順にアクセスしてください。

(診療所・歯科診療所開設届)

提出書類		部数	注意事項
診療所・歯科診療所開設届		2	保健所の窓口で配布している他、区のホームページからダウンロードできます。( 4 )
添付書類	管理者の医師(歯科医師)の臨床研修等修了登録証・免許証の写し	2	本証も提示してください。
	管理者の職歴書	2	これまでの職歴と医療法人の場合は医療法人の理事・管理者に就任していることがわかるもの。顔写真を添付してください。( 5 )
	診療に従事する医師(歯科医師)の臨床研修等修了登録証・免許証の写し	2	本証提示に代えることができます。

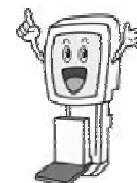
4 区のホームページから様式をダウンロードする場合は、トップページから **生活情報>保健衛生>医事・薬事等>診療所の開設に関する手続き** または、**申請書ダウンロード>保健衛生>診療所の開設に関する手続き** の順にアクセスしてください。

5 管理者が法人の理事であることが定款の写しや法人登記事項証明書に記載されていない場合は、法人役員変更届の写し(行政機関の受付印のあるもの)も併せて提出してください。(法第47条)

## 4 診療用エックス線装置を設置する場合

診療用エックス線装置を設置する場合は、「診療用エックス線装置備付届」を開設届提出の際、または、設置後10日以内に提出してください。検査後に副本をお返しします。

なお、エックス線装置が2台以上ある場合は、それぞれの装置ごとに提出してください。



### (1) 診療用エックス線装置備付届

提出書類		部数	注意事項
診療用エックス線装置備付届		2	保健所の窓口で配布している他、区のホームページからダウンロードできます。( 4 )
添付書類	エックス線診療室の平面図及び側面図	2	エックス線の照射方向、エックス線管から天井・床・周囲の画壁の外側までの距離(メートル)、防護物の材料と厚みを記入した50分の1の縮図です。隣接する部屋と、上階・下階にある部屋の室名、周囲の状況を明記してください。管理区域の標識や使用中のランプ等の位置も記入してください。
	漏えい放射線測定結果報告書(写)	2	本証提示に代えることができます。

6 区のホームページから様式をダウンロードする場合は、トップページから **生活情報>保健衛生>医事・薬事等>診療所の開設に関する手続き** または、**申請書ダウンロード>保健衛生>診療所の開設に関する手続き** の順にアクセスしてください。

## (2) エックス線装置を設置する場合の注意事項

放射線防護がなされ、かつ、別に操作する場所を設けてください。(規第30条の4第2項)  
エックス線室の標識と放射線管理区域の標識を付けてください。(規第30条の4第3項、規第30条の16)

従事者と患者への注意事項をそれぞれ見やすい場所に掲示してください。(規第30条の13)  
エックス線装置を使用しているときは、エックス線室の出入口に使用中である旨を表示してください。(規第30条の20第2項)

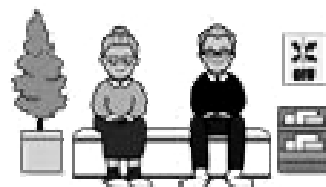
移動式のポータブル装置でも、主に診察室等で使用する場合は、エックス線防護装置を設けてください。

医療法施行規則で、エックス線装置の基準が定められています。中古のエックス線装置を備え付けた場合や、既存エックス線装置を移設する場合も現在の基準が適用されます。

エックス線装置は薬事法が定める管理医療機器に該当します。診療所の管理者には「診療所に存する医薬品及び用具について薬事法の規定に違反しないよう必要な注意をしなければならない」という義務があります。(規第14条)

## 5 構造設備

診療所・歯科診療所の構造設備には規定が設けられています。  
開設にあたっては下記の事項に適合するようにしてください。



### (1) 無床診療所・有床診療所に共通の規定

1. 診療所は、他の施設と機能的かつ物理的に区画されていること。  
例) 診療所を居宅内に開設する場合、診療所と居宅の出入口が別があり、廊下等を共有することなく明確に区画すること。  
ビル内に診療所がある場合、ビルの階段・廊下等と明確に区画すること。
2. 医療機関の各施設は、原則として構造上の一体性を保つこと。  
例) 道路をはさんでの構造は認められない。  
雑居ビル等の数階にわたって開設される場合、医療施設の専用経路(専用階段等)を確保すること。
3. 原則として、各室が独立していること。
4. 各室の用途が明示され、病室に病室番号及び定床数が明示されていること。(細第13条)
5. 診療室等各室の標準床面積は、下記のとおり。  
診 察 室：1室あたり9.9㎡以上、待合室：1室あたり3.3㎡以上、  
歯科治療室：1セットの場合6.3㎡以上・2セット以上は1セットあたり5.4㎡以上、  
調 剤 所：1室あたり6.6㎡以上、分娩室：1室あたり9.9㎡以上
6. 診察室に関する規定  
1室で多くの診療科を担当しないこと。  
小児科については、単独の診察室を設けることが望ましい。  
他の室と明確に区画されていること。他の室への通路となるような構造でないこと。  
診察室と処置室を兼用する場合は、処置室として使用する部分をカーテン等で区画することが望ましい。  
患者のプライバシー保護に努めること。  
診察室は、医師1人につき1室が望ましい。  
給水設備があることが望ましい。
7. 歯科治療室に関する規定  
他の室と明確に区画されていること。他の室への通路となるような構造でないこと。
8. 調剤所に関する規定 [院内処方を行う場合]  
採光、換気を十分にし、かつ清潔を保つこと。(規第16条第1項第14号イ)  
冷暗所(又は冷蔵庫)を設けること。(規第16条第1項第14号ロ)

感量10mg及び500mgの天秤を備え付けること。ただし、分包調剤の薬品のみを取扱い、他は処方箋を発行する場合などは実情に応じて処理してよい。(規第16条第1項第14号八)  
鍵のかかる貯蔵設備(麻薬保管用金庫等)を設けること。{指導基準}  
調剤所と他の室との間には、隔壁を設けること。{指導基準}

9. その他の規定 {指導基準}

暖房施設は、診察室、処置室、エックス線室及び待合室に設けること。

規16条第1項に定めるもののほか、診療所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。

## (2) 有床診療所に関する規定

診療所に病床を設けようとするときは、都知事の許可(設置許可)を受けなければなりません。また、診療を開始する前に保健所で使用許可を受けなければなりません。

1. 病室に関する規定

1室の病床数は10床以下とすること。ただし、未熟児室はこの限りでない。

床面積は、患者1人を収容するものにあつては $6.3\text{m}^2$ 以上、患者2人以上を収容するものにあつては患者1人あたり $4.3\text{m}^2$ 以上とする。ただし、小児だけを収容する場合は、基準床面積の $2/3$ 以上とすることができるが、1室の床面積が $6.3\text{m}^2$ 以下であつてはならない。療養病床は4床以下とし、床面積は $6.4\text{m}^2$ 以上とすること。(施行規則第16条第1項第2号、第3号イ、ロ、第4号)

採光面積は、病室の床面積の $1/7$ 以上とすること。(建基令第19条第3項)

換気のための窓及びその他開口部の面積は、病室の床面積の $1/20$ 以上とすること。ただし、機械換気設備等の換気装置を設けている場合は、この限りでない。(建基法第28条第2項)

天井高は、 $2.1\text{m}$ 以上とすること。(建基令第21条)

病室は、地階または3階以上に設けてはならない。ただし、放射線治療病室は、地階に設けることができる。また、建物の主要構造部が耐火建築の場合は、3階以上に病室を設けることができる。(規第16条第2号)

未熟児室は小児病室であり、新生児室は病室ではないが、小児病室に準じること。

階段室内に出入口のある病室を設けることは望ましくない。

2. 階段に関する規定

2階以上の階に病室がある場合は、患者の使用する屋内直通階段を2以上設けること。ただし、患者の使用するエレベータが設置されているもの又は、2階以上の各階で病室の床面積の合計が $50\text{m}^2$ (主要構造部が耐火建築のものは $100\text{m}^2$ )以下のものは、1とすることができる。(規第16条第8号)

患者10人以上の収容施設を有する診療所の屋内直通階段の構造は、階段及び踊場の幅は内法で $1.2\text{m}$ 以上、上げは $20\text{cm}$ 以下、踏面は $24\text{cm}$ 以上とし、手すりを設けること。(規第16条第9号)

3階以上の階に病室がある場合は、避難階段を2以上設けること。ただし、屋内直通階段の構造が建築基準法の避難階段としての構造を持つ場合にはこの直通階段を避難階段の数に算入できる。(規第16条第10号)

3. 廊下に関する規定(患者10人以上の収容施設を有する診療所に適用される)

患者が使用する廊下の幅は、内法で $1.2\text{m}$ 以上とし、両側に居室のある廊下(中廊下)の幅は、内法で $1.6\text{m}$ 以上とすること。(規第16条第1項第11号)

4. その他の規定

産科(産婦人科)を標榜する診療所は、新生児入浴施設を設けること。

消毒施設、汚物処理施設、便所またはその他の汚物だめは、病室、食堂、調理室または配膳室から相当の間隔を保って設けること。

暖房施設は、診察室、処置室、手術室、病室、エックス線室、分娩室、新生児入浴施設及び待合室に設けること。

## 6 開設にあたっての注意事項



### (1) 医療従事者に関する規定

医師が常時3人以上勤務する診療所は専属の薬剤師を置かなければなりません。(法第18条)  
免許職種については、常勤・非常勤にかかわらず全て届け出てください。

### (2) 名称に関する規定

誰が見ても診療所と判断できる、わかりやすい名称にしてください。

診療所の名称として好ましくない語句の例

\* 優良等他の診療所等より優れていると思わせるような語句

\* 会等個人開設であるにもかかわらず法人と誤認させるような語句

\* 病院診療所・ 病院分院等、病院と紛らわしい語句

診療所の名称として使用できる語句の例

\* 医師の名 \* 診療科目 \* ビルの名称 \* 町名

### (3) 院内掲示義務 (法第14条の2)

診療所内の受付等、患者が見やすい場所に次に掲げる事項を掲示しなければなりません。

管理者の氏名

診療に従事するすべての医師・歯科医師の氏名

診療に従事するすべての医師・歯科医師の診療日及び診療時間

### (4) 広告に関する規定

患者が適切に医療機関を選択できるようにするため、他に比べ秀でていることを示す等の「**患者を誘引する表示**」はできません。(規第1条の9)

医療広告ガイドライン(平成19年3月30日付 医政局長通知)

- ・他の病院、診療所と比較して優良である旨を広告してはならない。
- ・誇大な広告を行ってはならない。
- ・客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行ってはならない。
- ・公序良俗に反する内容の広告を行ってはならない。

医療法の広告規制(法第6条の5)

次に掲げる事項以外については広告してはならない。

医師・歯科医師である旨

診療科名( 1 )

診療所の名称・電話番号・住所・管理者氏名

診療日若しくは診療時間または予約による診療の有無

法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた診療所または医師(歯科医師)である場合にはその旨

入院設備の有無・病床の種別ごとの数・医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの従事者の員数・その他診療所の施設、設備、従事者に関する事項

診療に従事する医師・歯科医師などの医療従事者の氏名、年齢、性別、略歴など

患者または家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置、その他の診療所の管理または運営に関する事項

紹介をすることができる他の病院・診療所等の名称、これらの者との間における施設・器具の共同利用の状況など

診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、第6条の4第3項に規定する書面の交付などの医療に関する情報の提供に関する事項

当該診療所において提供される医療の内容に関する事項( 2 )

当該診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者数、入院患者数など

その他前各号に掲げる事項に準じるものとして厚生労働大臣が定める事項( 3 )

**広告内容に虚偽があってはなりません。**

- 1 広告できる診療科名は、法令で定められています。(別紙参照)
- 2 医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。  
例 往診に関すること  
保険診療として実施している治療の方法  
評価療養、選定療養  
在宅医療に関すること
- 3 患者の治療選択等に資する情報であることを前提に、以下の事項も広告できます。  
(平成19年3月30日付厚生労働省告示第108号)
  - \* 健康保険診療所、社会保険診療所、船員保険診療所、国民健康保険診療所である旨
  - \* 法令の規定又は国の定める事業を実施する診療所である旨
  - \* 診療所における医療法第1条第1号の医療従事者以外の従業員の氏名・年齢・性別・略歴等
  - \* 健康診査、保健指導、健康相談、予防接種の実施
  - \* 薬事法第2条第16項に規定する治験に関する事項
  - \* 介護保険法に基づく介護サービスを提供するための施設等であり、かつ診療所の同一敷地内に併設されているものの名称及び提供するサービス等
  - \* 患者の受診の便宜を図るためのサービス
  - \* 開設者に関する事項
  - \* 外部監査を受けている旨
  - \* 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
  - \* 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨

医療法では、通常の広告物の他、施設の外部から見える表示や掲示物も広告とみなされ、不特定多数に配布する冊子類や書籍にホームページのURLやEメールアドレスが記載されている場合も広告と判断されます。

広告できる内容は医療法第6条の5で定められたもののみです。

詳しくは厚生労働省のHP

**法令等データベースシステム**

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html>

**医療法における病院等の広告規制について**

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/index.html>を参照してください。



## 7 その他

申請書や届出書などの用紙類は、保健所窓口で配布しているほか、区のホームページからダウンロードできます。

区のホームページからダウンロードする場合は、トップページから **生活情報>保健衛生>医  
事・薬事等>診療所の開設に関する手続き** または、**申請書ダウンロード>保健衛生>診療所の開  
設に関する手続き** の順にアクセスしてください。

### (1) 変更等の手続き

診療所・歯科診療所の届出内容を変更する場合は、事前に「変更許可申請」を行う場合と変更後に「開設届出事項一部変更届」を提出する場合があります。

#### 1. 事前に変更許可が必要な事項

法人開設の診療所・歯科診療所が次の事項を変更する場合

変更事項	部数	提出書類
＊開設の目的、維持の方法 ＊従業員の定員 ＊敷地の面積 ＊建物の構造概要 ＊歯科技工室の構造概要	2	開設許可事項一部変更許可申請書（ 1 ）

1 敷地・建物の構造概要変更部分を赤枠等で明示した新・旧平面図を2部ずつ添付してください。ただし、室の用途のみを変更する場合は、一枚の図面に新・旧の用途を明示してもかまいません。

有床診療所の構造設備や病床数を変更する場合（ 2 ）

有床診療所の構造設備を変更する場合は、構造概要の変更手続きに加え、使用許可手続きが必要です。

開設者	部数	提出書類
医師・歯科医師	各2	開設許可（届出）事項一部変更届（ 3 ） 開設許可（届出）事項一部変更使用許可申請書（ 4 ）
非医師・非歯科医師	各2	開設許可事項一部変更許可申請書（ 3 ） 開設許可（届出）事項一部変更使用許可申請書（ 4 ）

2 病床を増やす場合は、事前に都の病床設置許可事項一部変更許可が必要です。詳細は東京都医療安全課医務係にお問い合わせください。（1頁参照）

3 敷地・建物の構造概要変更部分を赤枠等で明示した新・旧平面図を2部ずつ添付してください。ただし、室の用途のみを変更する場合は、一枚の図面に新・旧の用途を明示してもかまいません。

4 病床を廃止し、無床診療所に変更する場合は使用許可申請は不要です。

## 2. 変更後10日以内に届出が必要な事項

### 開設者住所・氏名、施設名称・住居表示

変更事項	部数	提出書類
* 開設者の住所・氏名 (法人の場合は主な事務所の所在地・名称 5)	2	開設許可(届出)事項中一部変更届
* 診療所・歯科診療所の名称、住居表示(6)		

5 定款又は寄付行為の写し、及び登記簿謄本を添付してください。

6 移転の場合は、廃止・開設の手続きを要します。

医師・歯科医師が開設する無床診療所の構造設備  
詳細は事前に相談してください。

変更事項	部数	提出書類
* 敷地の面積、平面図 * 建物の構造概要、平面図 * 歯科技工室の構造概要	2	開設許可(届出)事項一部変更届(7)

7 敷地・建物の構造概要変更部分を赤枠等で明示した新・旧平面図を2部添付してください。ただし、室の用途のみを変更する場合は、一枚の図面に新・旧の用途を明示してもかまいません。

### 診療科目・診察日・診察時間

変更事項	部数	提出書類
* 診療科目 * 診察日、診察時間	2	開設許可(届出)事項一部変更届(8)

8 麻酔科を標ぼうする場合は、標榜許可書の写しを添付してください。また、新たに標ぼうしようとする診療科の診察室が必要となることがあります。(9頁 1参照)

### 従事者

変更事項	部数	提出書類
* 医師・歯科医師(9) * 看護師、歯科衛生士、薬剤師等の医療従事者(10) * その他の従事者(10)	2	開設許可(届出)事項一部変更届(従事者用) (11)

9 臨床研修等修了登録証・免許証の写しを添付してください。

10 添付書類はありません。

11 医療従事者(医師・歯科医師・看護師・歯科衛生士・薬剤師等)は職名・氏名・免許証番号・登録年月日を記載してください。医師・歯科医師は摘要欄に担当診療科名、診療日時を記載してください。

## 管理者

法人開設の場合は、管理者を変更することができます。（医療法人の代表者の変更は届け出る必要はありません。）

変更事項	部数	提出書類
* 施設の管理者（院長）	2	開設許可（届出）事項一部変更届（ 12）

12 添付書類は次の2種類（医療法人は3種類）です。

- \* 臨床研修等修了登録証・免許証の写し（本証も提示してください）
- \* 職歴書（顔写真を添付し、管理者に就任していることを記載してください）
- \* 医療法人の場合は理事に就任していることがわかる書類（行政機関の受付印のある法人役員変更届の写しを添付してください）

## エックス線装置

変更事項	部数	提出書類
* エックス線装置の製作者名、型式、台数 * エックス線高圧発生装置の定格出力 * エックス線障害防止に関する構造設備及び予防措置	2	診療用エックス線装置に関する変更届（ 13）
* エックス線室の廃止 * エックス線室の移転	2	診療用エックス線装置廃止届

13 エックス線装置の更新・追加、装置や室内の構造設備に係る変更は、「診療用エックス線装置備付届」も提出してください。（本冊子5頁参照）

## （2）診療所廃止届・開設者死亡（失そう）届

診療所を廃止した場合は10日以内に「廃止届」を提出してください。

また、開設者が死亡し、または失そう宣告を受けた場合は、その事実が発生した日から10日以内に「診療所開設者死亡（失そう）届」を提出してください。

提出書類	部数	注意事項
廃止届	2	廃止の理由（移転や完全廃止等）、廃止年月日を記載します。
死亡（失そう届）届	2	死亡診断書又は除籍抄本等を添付します。

「廃止届」の様式は保健所の窓口での配布のほか、区のホームページからダウンロードできますが、「死亡（失そう）届」の様式は窓口配布のみになります。



## 8 関係機関窓口一覧

担当窓口は変更される場合がありますので、確認の上おいでください。

内容	担当部署
診療所開設許可申請、届出	江東区保健所生活衛生課医薬衛生係 江東区東陽2-1-1 (保健所2階2番窓口) 電話：3647-5815 <a href="http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/hoken/7032/">http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/hoken/7032/</a>
病床の設置許可、変更	東京都福祉保健局医療政策部医療安全課医務係 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階南側 電話：5320-4431
法人の設立認可、変更認可	東京都福祉保健局医療政策部医療安全課医療法人係 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階南側 電話：5320-4426
保険診療の指定	関東信越厚生局東京事務所 新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー 11階 電話：6692-5119(代)
被爆者援護法指定医療機関申請、 医師等の免許証	江東区保健所地域保健課庶務係 江東区東陽2-1-1 (保健所2階8番窓口) 電話：3647-9593
結核予防法指定医療機関申請	江東区保健所保健予防課保健係 江東区東陽2-1-1 (保健所2階5番窓口) 電話：3647-5906
生活保護法指定医療機関申請	江東区福祉事務所保護第1課相談係 江東区東陽4-11-28 (区役所2階24番窓口) 電話：3645-3102  江東区福祉事務所保護第2課相談係 江東区大島4-5-1 (区民センター1階) 電話：3637-2707

発行 平成20年3月

編集発行 江東区保健所生活衛生課医薬衛生係

東京都江東区東陽2-1-1

電話(3647)5815

# (別紙) 診療科名について (平成20年4月1日施行)

広告できる診療科名は、法令で定められています。

医療法施行規則の改正により、平成20年4月1日より広告できる診療科名が大きく変わりました。単独の名称をもって診療科名とする従来の方法に加え、新たに一定のルールに従って診療科名を作ることができるようになりました。

## (1) 診療所

### 1. 単独の名称をもって診療科名とするもの

内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科(産科、婦人科)、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科(放射線診断科、放射線治療科)、病理診断科、臨床検査科、救急科

### 2. 組合せにより診療科名とするもの

政令、省令で定められた事項		単独名称
人体の部位等の名称 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、 気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、 神経、血液、乳腺、内分泌、代謝、 <u>頭部</u> 、 <u>頸部</u> 、 <u>気管</u> 、 <u>気管支</u> 、 <u>肺</u> 、 <u>食道</u> 、 <u>胃腸</u> 、 <u>十二指腸</u> 、 <u>小腸</u> 、 <u>大腸</u> 、 <u>肝臓</u> 、 <u>胆のう</u> 、 <u>膵臓</u> 、 <u>心臓</u> 、 <u>脳</u> 、 <u>脂質代謝</u>	+	内科 外科 精神科 アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科(産科、婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科(放射線診断科、放射線治療科) 病理診断科 臨床検査科 救急科
患者の性別又は年齢を示す名称 男性、女性、小児、老人、 <u>周産期</u> 、 <u>新生児</u> 、 <u>児童</u> 、 <u>思春期</u> 、 <u>老年</u> 、 <u>高齢者</u>		
医学的処置のうち医学的知見等に照らし特定の領域を表す用語 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、 光学医療、生殖医療、疼痛緩和、 <u>漢方</u> 、 <u>化学療法</u> 、 <u>人工透析</u> 、 <u>臓器移植</u> 、 <u>骨髄移植</u> 、 <u>内視鏡</u> 、 <u>不妊治療</u> 、 <u>緩和ケア</u> 、 <u>ペインクリニック</u>		
疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態の名称 感染症、腫瘍、糖尿病、アレルギー疾患、 <u>性感染症</u> 、 <u>がん</u>		

診療所の診療科名についての注意事項

組合せには次のようなルールがあります。

1) 上記 ~ までの事項を複数組合せることができます。

例：老人心療内科（「内科」と「老人」と「心療」との組合せ）

2) 同じ分類に属する事項を、複数組み合わせることはできません。

例：「外科」と「老人」と「小児」とを組み合わせると「老人小児外科」とすることはできません。

しかし、「外科(老人・小児)」又は「老人・小児外科」とすれば標榜することができます。

3) 不合理な組合せはできません。(厚生労働省令で以下のように規定されています)

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
内科	整形、形成
外科	心療
アレルギー科	アレルギー疾患
小児科	小児、老人、老年、高齢者
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳
泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳
産婦人科	男性、小児、児童
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、
耳鼻いんこう科	胸部、腹部、消化器、循環器、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓

4) 診療科名を複数標榜するときは、文字を大きくする等、主たる診療科名がわかるようにしてください。また、勤務する医師 1 人に対して診療科名は2つ以内にしてください。

## (2) 歯科診療所

1. 単独の名称をもって診療科名とするもの

歯科

2. 組合せにより診療科名とするもの

政令で定められた事項(現時点で省令の定めなし)	+	単独名称
患者の年齢を示す名称 小児		歯科
歯科医学的処置のうち歯科医学的知見等に照らし 特定の領域を表す用語 矯正、口腔外科		

歯科診療の診療科名についての注意事項

組合せには次のようなルールがあります。

- 1) 上記 及び の事項を複数組み合わせることができます。
- 2) 同じ分類に属する事項は、複数組み合わせることができません。
- 3) 不合理な組合せはできません。(省令で規定。現時点で規定なし。)
- 4) 診療科名を複数標榜するときは、文字を大きくする等、主たる診療科名がわかるようにしてください。また、勤務する歯科医師 1 人に対して診療科名は2つ以内にしてください。